

国内で病害虫のまん延を防ぐために さまざまな対策を行っています

特殊病害虫対策

小笠原諸島

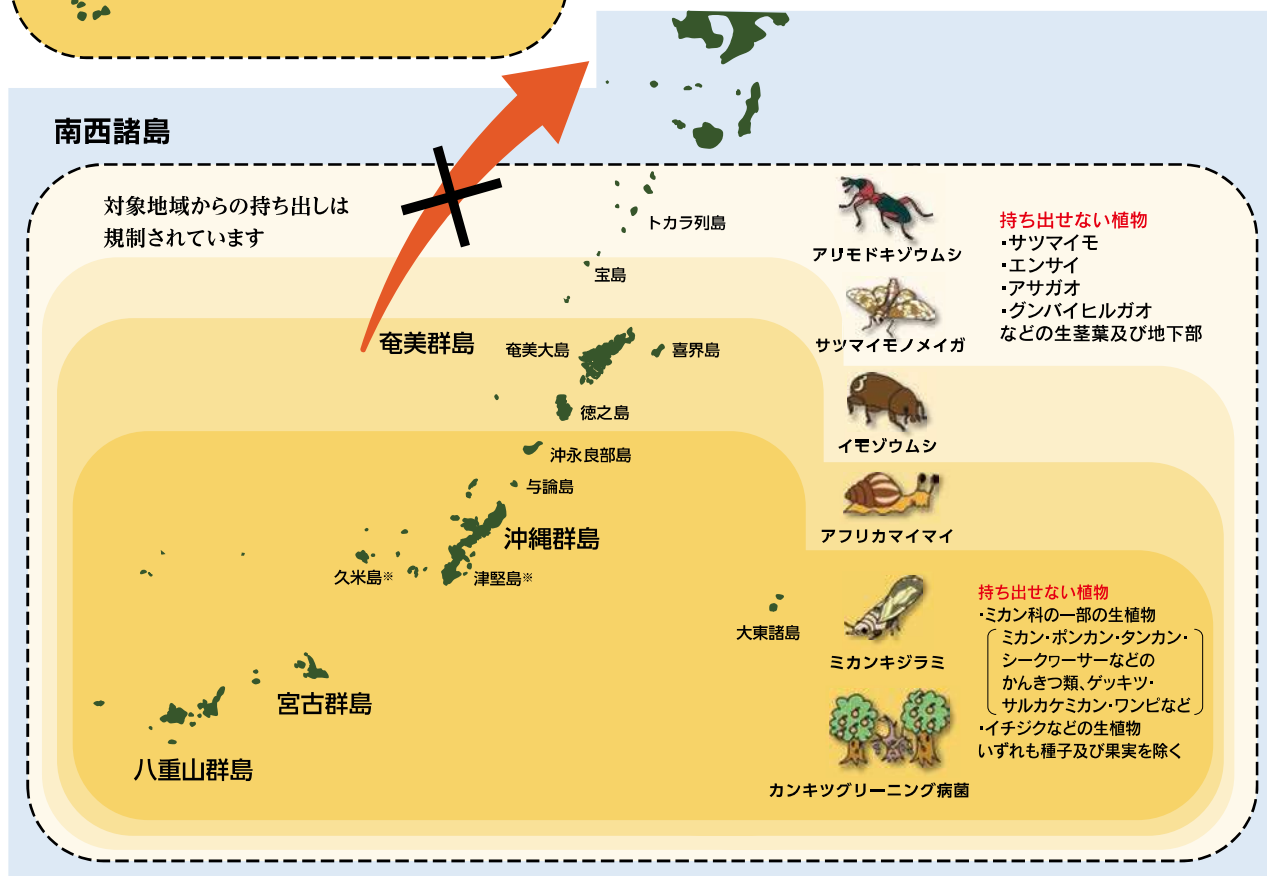


移動規制

国内の一部地域（南西諸島（沖縄県、鹿児島県の奄美群島・トカラ列島）、東京都の小笠原諸島）には、国内の他の地域に発生していないアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病等の農作物に大きな被害を与える病害虫が発生しています。これらの病害虫を新たな地域に侵入・まん延させないために、これらの病害虫及びその寄主植物などの移動を規制しています。

南西諸島

対象地域からの持ち出しは
規制されています



※久米島、津堅島ではアリモドキゾウムシが根絶されたので、沖縄本島などのアリモドキゾウムシの発生地で生産されたり、発生地を経由したサツマイモなどは、久米島、津堅島への持ち込みが規制されています。

指定種苗検疫

ばれいしょを安定的に生産するためには健全な種ばれいしょを使用することが重要です。このため、ウイルス病や線虫などに侵されていない種ばれいしょを供給するための検査をしています。



ほ場検査



根に寄生するジャガイモシストセンチュウ

侵入調査

新たな病害虫が侵入した場合、早期に発見し、防除等の対応を行うことが重要です。このため、植物防疫所では植物が輸入される海空港や国際郵便物の通関手続が行われる郵便局、中央卸売市場において侵入調査を実施しています。



侵入調査



ミカンコミバエ種群

緊急防除

農作物に大きな被害を与える場合や植物の輸出が阻害されるおそれがある場合などは、発生した病害虫を一部地域に封じ込めて根絶するための緊急的な防除措置を行います。この防除措置では、防除を行う区域や期間を決定し、発生した病害虫や寄主植物の作付けの制限又は禁止、消毒、除去、廃棄等を実施します。